

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚3-9-3 ルネマンション千塚1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」が策定されました

厚生労働省は3月31日、令和8年度から令和11年度までの「高齢者等職業安定対策基本方針」を公表しました。本方針は、高齢者がその意欲や能力に応じて活躍できる社会の実現を目的として定められるもので、同省が講じる高齢者の就業機会増大等に関する施策は、これに沿って展開されます。

◆高齢者の就業機会増大に関する目標

高齢者が本人の希望や能力に応じて働ける企業ならびに雇用の場の拡大を図り、令和11年までに以下の目標の達成を目指すとしています。

- ・60～64歳の就業率：79.0%以上（令和6年：74.3%）
- ・65～69歳の就業率：57.0%以上（令和6年：53.6%）
- ・70歳までの就業確保措置の実施率：40.0%以上（令和7年6月1日現在：34.8%）

◆事業主が行うべき諸条件の整備

上記目標を達成するため、事業者は以下の諸条件の整備に努めるものとされています。

- (1) 事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針
 - ① 募集・採用に係る年齢制限の禁止
 - ② 職業能力の開発および向上に必要な職業訓練の実施
 - ③ 身体機能の低下等に配慮した作業施設の改善等
 - ④ 職務の再設計等による高齢者の職域の拡大
 - ⑤ 高齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑥ 勤務時間制度の弾力化
 - ⑦ 事業主の共同の取組みの推進
 - (2) 再就職の援助等に関する指針（一部抜粋）
 - ① 再就職援助措置の実施
 - ② ハローワーク等による支援の積極的な活用等
 - (3) 職業生活の設計の援助に関する指針
 - ① 職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等
 - ② 職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援
- 【参考】新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」を策定しました | 厚生労働省



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71908.html

労働情報ポータルサイト「みんなの労働ナビ」が開設されました～厚生労働省

厚生労働省は3月13日、労働に関する情報を一括して検索できるポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました。近年、転職やリスクリングの需要が高まる一方、企業の労働力確保も重要な課題となっています。これに伴い、求職者や在職者、企業の採用・人事担当者、キャリアコンサルタントなど、幅広い層から労働に関する信頼性の高い情報へのアクセスニーズが高まっており、本サイトはそれらにワンストップで応えることを目的としています。

◆利用者属性や分野に応じて情報を整理

本サイトでは、以下の4つの利用者別に情報を整理し、必要な情報へ誘導する仕組みを整えています。

- ・求職者（就職・転職希望者）・学生
 - ・在職者（キャリア形成、働き方）
 - ・企業・事業主
 - ・支援者（キャリアコンサルタント、教育機関など）
- また、知りたい分野ごとの検索や、各種データ・統計等へのアクセスも容易となっています。トップページには「ピックアップ欄」が設けられ、最新の情報や注目すべきトピックが重点的に発信されています。

◆ハローワークの求人・賃金動向を「見える化」

さらに同サイトでは、ハローワークの求人・賃金の動向を地域ごとに「見える化」する特設ページが準備されています。求人数や賃金水準など地域・職種ごとの状況を把握することで、企業は募集職種や地域の相

場データに加え、近隣県等のデータを比較・参照することができます。なお、掲載されるデータは3か月ごとに最新のものに更新される予定です。

【参考】

厚生労働省「みんなの労働ナビ」

<https://www.mhlw.go.jp/roudou-navi/>

厚生労働省「はたらく」に関する情報が見やすく便利になります」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70975.html

マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

◆マイカー通勤手当の非課税限度額が引上げに

令和8年4月1日以後に支給される通勤手当から、マイカー通勤（自動車・自転車等の交通用具を使用した通勤）に係る非課税限度額が改正されました。給与計算や通勤手当の取扱いに影響する内容で、改正のポイントは2つです。

① 片道 65 km以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道 55km 以上の人是一律 38,700 円/月額でしたが、片道 65 km 以上について、下記のように引き上げられました。

- ・片道 65km 以上 75km 未満 → 45,700 円
- ・片道 75km 以上 85km 未満 → 52,700 円
- ・片道 85km 以上 95km 未満 → 59,600 円
- ・片道 95km 以上 → 66,400 円

これにより、片道 65km 以上のマイカー通勤者に対し、これまで課税対象となっていた一部の通勤手当が非課税で支給できる可能性が生じます。

② 駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している場合、その駐車場料金相当額（上限 5,000 円/月額）を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。

※マイカー通勤で使用する駐車場等のうち、通勤手当をもらう人の勤務場所の周辺または通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所その他の施設の周辺にあるもの。

◆対応の留意点

上記は、「令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」から適用されます。

自社のマイカー通勤者の通勤距離区分や駐車場代の支給方法について、関連する社内規程等を改めて確認し、正しい給与計算に努めましょう。対象者に改正があったことを知らせておくことも重要です。

【参考】

通勤手当の非課税限度額の改正について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

5月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月1日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

～当事務所よりひと言～

4月給与計算で特に注意すべきポイントは以下の通りです。

- 4月は「健康保険料率変更」と「雇用保険料率変更」が重なります。

4月支給給与で健康保険料率（3月分）と雇用保険料率（4月～）の両方が変わるため、設定ミスが起きやすいことに注意してください。

- 子ども・子育て支援金は「4月分」からなので、翌月徴収なら5月支給からです。

4月支給で引いてしまう誤りが多発すると指摘されています。

- 従業員の皆さんへの説明が必須です。

手取りが減る理由を事前に説明しないと「給与計算ミスでは？」と誤解されやすい。

特に子ども・子育て支援金は SNS で誤解が広がりやすいため注意してください。

ちなみに、山梨県の場合は折半額の率で、健康保険料率は 47.75/1000、介護保険料率は 8.10/1000、雇用保険は一般が 5/1000、建設が 6/1000 になります。

来月から徴収する子ども・子育て支援金は 1.15/1000 になりますので、それぞれご注意ください。

尚、不明な点は当事務所までお気軽にお問い合わせ下さい。 岡